

佐羽家家訓に見る幕末桐生の商人意識

土谷 幸久

はじめに——問題設定——

本稿は、宮本又次の『近世商人意識の研究』に則り、幕末の桐生の佐羽商店を例に商人意識について論じる。これは同書に対する批判的検討に当たる。佐羽商店を例に採るということは、同書の趣旨に代わり、1つの商家や産地が隆盛過程にあるのかあるいは下降過程にあるのかが、人々の意識に影響するということを明らかにしたいと考えるからである。すなわち、強固な意志と行動が商勢を盛り立て、地域を発展させるのではないだろうか。同時に、同書が述べる時代意識的秩序による自省がなければ、その発展は継続し得ないということは明らかである。

『近世商人意識の研究』では、同書が時代意識と呼ぶところの封建体制下の奉公、体面、分限意識という心理的制約が武家、商家の家訓さらに株仲間の規約にも反映され、人々の行動を規制したとして、家訓や仲間規定によってその証明を試みている。同書では、それ等3意識は、時代・地域の異同を押並べて類型化した結果であると述べ、普遍性が高いと述べている。

しかし、果たしてこの論理は事実に整合するのであろうか。近世社会では商業の発展が著しく、前貸問屋制も生じ、また本百姓制が徐々に崩れ寄生地主が生じるなど、固定的・停滞的社会とはいえなかった。株仲間自体がその1つの目的として、中小仲買業者の台頭を防止するためという目的を持っていたのも、商業活動が盛んであったからである。しかも、その仲間商人にあっても、抜荷を行うなど掟を破って自己利益に執着する有り様であった。しかし、これ等の商魂によって、社会全体としての生産性は続伸したのである。すなわち、封建体制は江戸幕府成立時のものではなく、農民的商品生産活動が盛んとなり金遣いの経済が進展すると、徐々に変貌を遂げて行ったのである。故に、一面では形式的にはそのような時代意識的制約が課せられていたという議論は成り立つが、商家が個々の家訓に準拠して行動したということは、少なくとも上州桐生においては、あり得ないことであった。

では、商人達は何に依拠して行動したのだろうか。少なくとも桐生では、桐生織物の興隆と自店の利益に適う道は何れかということが行動指針だったと思われる。仲間も同様である。何故ならば、先染技法を獲得したのは幕末であり、それから産地として興隆期に入り、各商店とも商いが拡大したからである。

また、同書では、仲間規定も類型化したと述べて、その精神の1つとして仲間が同一の信仰を堅持していた例が多いと述べているが、桐生においては宗教的結合は見られない。両毛地域において宗教的基盤があったのは伊勢崎の紺屋仲間の愛染講ぐらいである。家訓も、近江商人のそれを模倣した点も指摘されているが、桐生の佐羽商店の家訓の場合は、二世時代から三世時代へと改訂されると経験則から独自色が濃くなり、宮本(1941)のいう時代意識により固定されていたと

する議論は成り立たないように思われる。これ等を明らかにする。

第1節『近世商人意識の研究』の構造

本節では、近世の人々は心理的に規定されていたとする宮本又次の『近世商人意識の研究』の所論の概要をまとめる。同書では、奉公、体面、分限という所謂時代意識を下表のように抽出している。中世と近世が古代社会と異なる点は、前者は血縁混和した封建的身分社会であるというところにある。さらに近世においては、中世社会とは異なり、武力を背景とした威圧威服関係より主従関係が生じ、それが世襲化固定化されて個々に身分が生じた。その各自の身分が分限意識を醸成して行ったと述べている¹。また、家の観念が武士社会のみならず庶民上層部にも広がり、体面が重視されるようになったと述べている。

表 1-1 時代による時代意識

| 古代社会 | 中世社会 | 近世社会 | 近世的個人我 |
|--|--|---|--|
| 分権封建社会 同等社会 共同社会 美・情 指導（愛） 血族社会 協働的一体感 | 分権封建社会 身分社会 支配共同社会 善・意 威圧威服（尊厳） 擬制血縁（家の子郎党） 主従的一体感 ↑ 恩地恩給・土地主従社会 ↓ 報恩的奉公意識 { (名聞的) 体面意識 分限意識 | 集中封建社会 身分・職分社会 支配共同社会（利益社会化） 善・意 威圧威服（武力） 奉公の主従社会 主従的一体感 ↑ 俸禄主従社会 ↓ 奉公人的奉公意識 { 体面意識（武士道、家名） 分限・家業意識 | 真・知 利圧利服（財力） 義理意識、卑屈性 一分・勝手意識、秘密性 (分限相応) 享楽、保守性、 家業意識 |

『近世商人意識の研究』 pp.3-8, p.33.

斯して近世の時代意識は、表の通り奉公、体面、分限の意識で特徴付けられると主張する。しかしながら、例えば表 1-1 の主従的一体感の内実は、中世、近世で異なっている。すなわち、中世においては、主君から封与される所領または封与そのものを恩と称し、これに対する報恩が奉公意識を生んだのであり、給付と反対給付の関係が見られる²。しかるに近世封建社会においては、俸禄や扶持などの外的関係が捨象されて、主従の内的関係が重視されるようになり、一方的な奉公人的奉公意識に移行したのである³。

また、近世の固定化された身分社会においては、職業と身分は固定的に結合するため、身分的職業を守ることが分限になる。家産、家業を持つ者も、秩序、身分を規定する分限を表象するところの家業に精を出すことで利益社会の一員としての立場を確保することとなった。

体面意識も、武家社会自体が俸禄による主従関係に移行した故に、身分相応、少欲知足等の概念が全ての身分階級を規定することとなった。その結果、分限意識と相俟って家名大事となり萌芽的な家概念が形成された。また武士道も規範化された。

表 1-1 の右側の列に近世的個人我として挙げた義理人情や意地を表す一分、自己満足的享楽意識等は、各々奉公、体面、分限の各意識とは対蹠的であるが、これ等は表層の各意識から転じた個人次元における深層意識であると同書では述べている⁴。このような深層意識は誰もが抱くものとして認識されたのも近世社会の特徴である。その理由として、同書では、「近世社会がすでに1つの変質期の様相を呈していたため、身分社会がある程度、階級社会に前進しようとしてつあったことを物語」っていると述べている⁵。しかしその本質は、他者の利圧利服的繁栄のみが目に映るほどに平時が続く中で、各自の行動原理に利益優先という考えが忍び込む余地とまたそのように考える自由度を持っていたこと、さらに周囲に共感層を得ようとする本能であったともいえる。すなわち、表層の各意識に付則付随する人間の本能的傾向である⁶。

(1) 近世商人の時代意識の図解

前表 1-1 に示される近世商人の時代意識は、次図 1-1 のようにまとめることができる。図上部の小さな実線の三角錐は武士社会における体制を意味している。『近世商人意識の研究』の所論に従うならば、その裾野が作る秩序の三角錐の中に仲間も各商店の商業活動も収まっていなければならない。

幕藩体制を支えるエートスは武士道であるが、それは奉公、体面、分限の各意識に分解可能というのが『近世商人意識の研究』の立場である。さらに、町人の秩序の三角錐も武士の秩序の三角錐に接続されなければならないので、商人達も奉公、体面、分限の各意識によってその行動が規定されることになる。このように、秩序関係が保たれなければならなかった。これ等を包摂関係で示す理由は、身分制・封建体制にあっては法規制を伴わずとも人々は一定の心理的制御下にあったということを表すためである。このような仮定は、近世商人の理想と念慮は、経済と倫理との統一、商業と人倫との化合の中にあったということを表現するに適しているといえる⁷。しかし、商行為や自由意志による行動もある。それについては底面に示すこととした。

商店の商業活動は、(始末→才覚→算用→始末→…)の回転からなる日々の活動である。これは一分、勝手など体面意識に付随する個人我から発し、採算や投機という意欲によって生じる日常的行為である⁸。何故ならば、体面の最たるものは廉潔と清貧であるが、これ等は商人の本来の意欲と矛盾しており、それ故体面に付随する個人我には本能的欲求である採算と投機が付き纏い、それが始末、才覚、算用という形で日常行動に表出するからである⁹。すなわち、体制維持のために図のように上から包括的に規定されるが故に、商人の消極的価値観である奉公、体面、分限の各意識と、日常の商行為から生じる積極的価値観であるところの義理、一分等の意欲の間で揺れているというのが、商人の置かれた立場なのである。

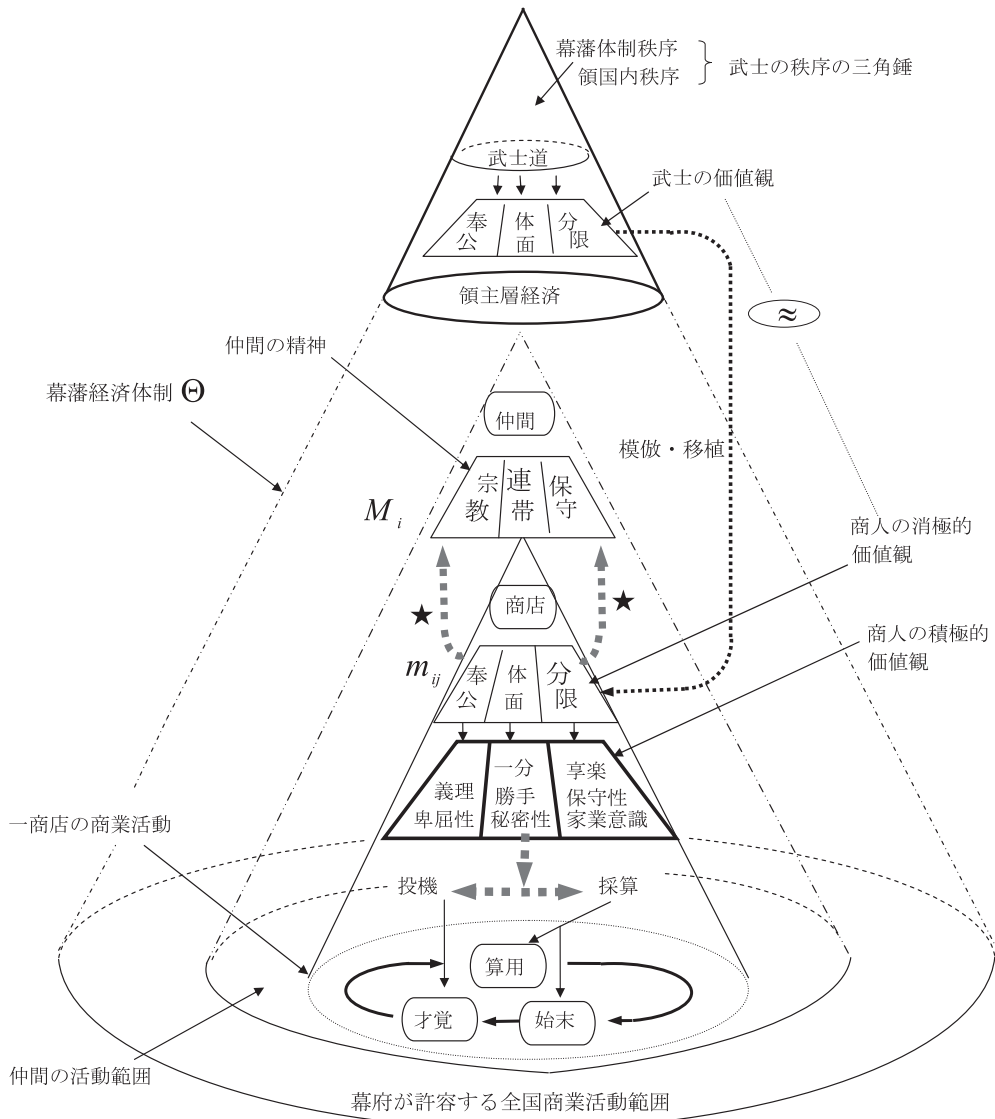
ここで幕藩経済体制の三角錐と仲間の三角錐、各商店の三角錐について、それぞれを図に示した如く $\triangle\Theta$ 、 $\triangle M_i$ 、 $\triangle m_{ij}$ とすると次の2式が成り立つ。但し、 $\triangle M_i$ は多数の仲間の中の任意の*i*番目の仲間の意味であり、 $\triangle m_{ij}$ はその中の任意*j*番目の商店*m*を意味している。

このとき次式が成り立つ。

$$\triangle\Theta \supset \triangle M_i \supset \triangle m_{ij}$$

$$\triangle\Theta \supset \triangle M_i \supset \triangle m_{ij}$$

図 1-1 近世商人時代意識の構造



【近世市場構造と流通】 pp.14-17, pp.85-86, p.296.

第1式は相似形であるということであり、第2式はそれ等が包摂関係にあるということである。この2つより、図の如く、一商店の商業規模より所属の仲間のそれは大きく、また幕府の許容する経済規模はそれ等を包摂してなお大きい。その上で、それ等は秩序立っていないからならないということの意味している。また、底面を商業経済活動とする。

さて、仲間組織の維持のための精神的基盤として『近世商人意識の研究』では、宗教、連帯、保守の3精神を挙げている。図ではそのように示したが、自主規制を行うことを条件に便宜が約

束された株仲間は、表 1-1 の中世的武士社会における恩給、俸禄等に裏付けされた奉公意識に近いものがあり、同一宗教に帰依しているか否かよりも、奉公意識を 1 つの特徴とすべきである。また、同業者との関係からは必然的に体面、分限の意識が生じることにもなった。便宜が約束されていたとはいえ、それ自体が経営体ではなく個々の商店の集合体であるため、原理的には図で★印で示したように各商人が感じる 3 意識の反映によって醸成されるものである。桐生佐羽商店を巡る仲間等の意識については後掲する。

(2) 時代意識が商人層において消極的にしか受容されなかった理由

『近世商人意識の研究』では、商人や仲間組織は奉公、体面、分限の各意識を消極的価値観として甘受せざるを得なかったと述べている。その理由を考察する。

下図 1-2 は、左端が武士における規範的価値観であり図 1-1 の三角錐の頂点部分と同じである。①と付した三角形は任意の仲間組織であり、その中の仲間規約（③）においても各商店においても商人道と呼ぶべきエートス（②）が不在であり、また時代意識を仲間規約や家訓の上部に頂いているということの意味している。④の図は、個別商店は幕府の経済政策、仲間規約等により入れ子型の制約を受けていることを表している。右端の⑤と付した図は、地方 M 層の仲間へ属する各商店は中央の A 層の有力問屋の仲間組織の影響下にあるということを示している。これ等を前提として、以下のような 1)～5) の理由によって、商人層には時代意識が消極的にしか受容されなかったということができよう。

1) 武士道のようなエートスを商人自身が体得した訳ではなく、また商人独自のエートス的なものもなかった。その上で、武士の価値観のみを封建体制維持のために移植されたために、その受容は消極的であった。

2) 商人のエートスが生じる可能性があるのは、三角錐の底辺における日常の商業活動の中からである。そこから生じるのは商人の積極的価値観、すなわち義理や家業意識である。しかしこれ等をエートスに昇華することができなかった。

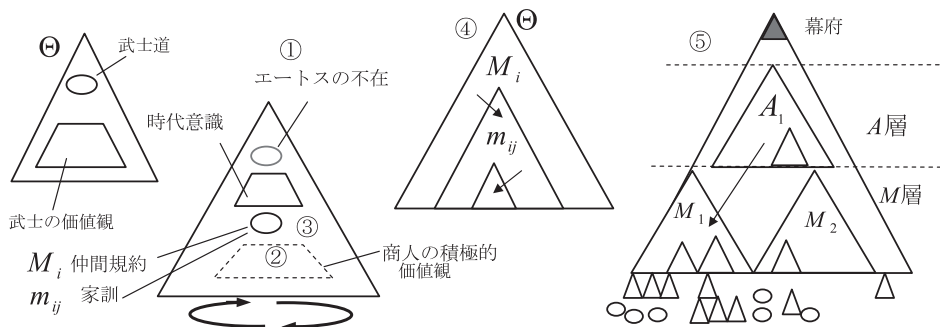
3) 家訓は、守勢の域に達した後、従前の家運興隆時の活動から作られるものである。中には、商い一般のエートスとすべきものもあった。しかし、家訓は、商人の消極的価値観たる 3 意識を実際の場面から解説し、商人の消極的価値観と積極的価値観を橋渡しする機能を果たすものが多く、各商家においては家法であっても商人一般のエートスとはいえなかった。

4) 権力による監視は、直下の仲間には及んだが、末端の各商店には、通常直接及ぶことは少なかった。各商店に影響を持つのは仲間であった。同一の仲間内では要求事項が過大となることは少なかった。

5) ⑤のように 2 階層の仲間組織からなる場合、上位の仲間や商店から下位の仲間や商店への要求、そして仲間からその下位の未組織業者への要求については一種の 2 次集団的になり、下位にとっては過大な要請になった。

但し、図⑤下に小円で描くものは、秩序等に配慮することもなく、底面の始末→才覚→算用→始末のみの利根的な商売に従事する小規模業者である。小さな三角形で描いたものは、そのような中にも小規模ながら封建制の秩序を守っている業者がいたことを表している。

図1-2 商家を巡る状況



第2節 二世吉右衛門の商人意識

佐羽家家訓等には、文政8年(1825)二世吉右衛門による家制と家訓、天保9年(1838)三世吉右衛門による改正条目と家定、さらに同じく三世による安政4年(1857)の改訂の家掟がある¹⁰。

『桐生織物史』中巻の説明では、これ等が明治期になっても佐羽商店の行動規範となったという。そこで本節では、『近世商人意識の研究』の観点から佐羽家の家制と家訓の特徴を把握する。

佐羽家の家訓が定められた時期は、天明6年(1786)先染技法が移植された後である。移植以降の桐生の状況は、天保6年(1835)の「上州桐生領野州足利郡機屋共始末書」において、「機屋共ハ銘々機織女並糸繰紋引等大勢召抱渡世仕、尚又追々他国之者共数多入込」と描写される如く、文政から天保に掛けて、高級織物を製織するために一定規模の自家作業場を持つ織屋が出現するようになっていた¹¹。それ以前から、すなわち後染技法時代から、買次達は仕上工程を分担し、製造に関与するようになっていた。この理由は、先行事例として西陣で行われていた方式を導入したからである。従前より為登は買次の仕事であり、買宿を務めるなど江戸呉服問屋の窓口も買次の仕事であったため、仕上工程を占有することに機屋達も異論はなかったようだ。

先染技法の移植は桐生にとってエポックメイキングであった。これにより、桐生は産地となることを目指すことが可能になったからである。

(1) 桐生絹買による桐生の近世

初めに桐生の近世の歩みを概観する。桐生領五十四箇村が1つの地域として江戸時代を潜り抜け、1つの産地として明治維新を迎えることができたのは2つの理由がある。1つは天領として保護されたことであり、もう1つは人々が絹買を中心に機業を地域産業に育てたことによる。

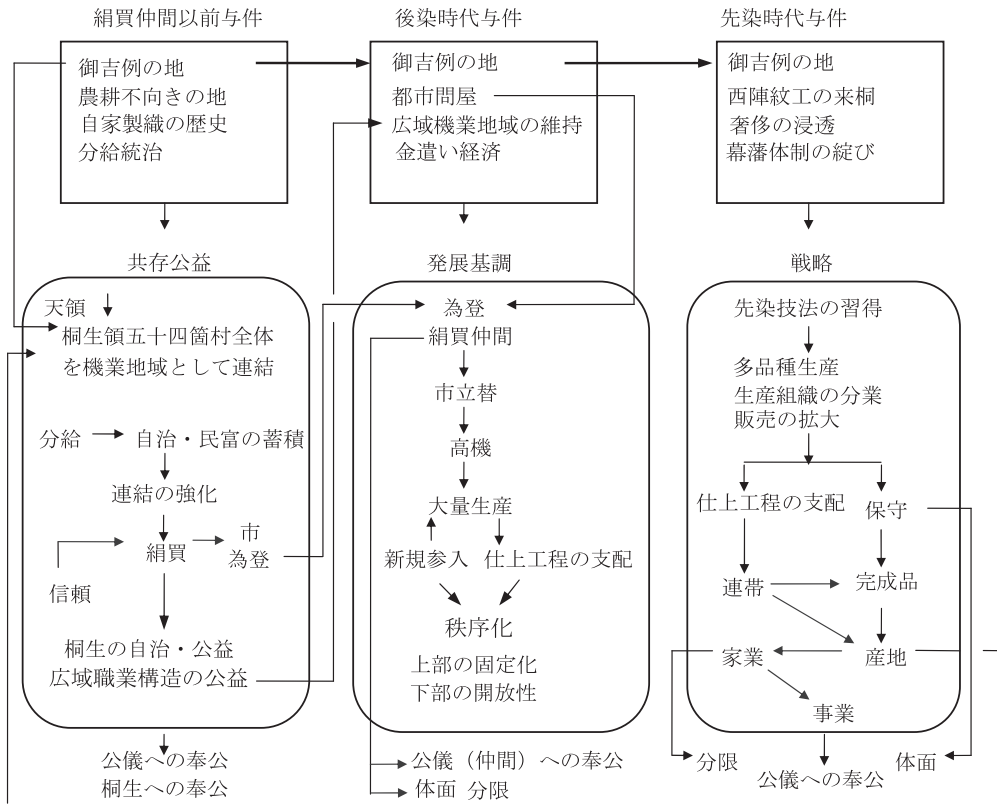
図2-1は、絹買商(買次商)から見た、桐生の近世3区分である。上の四角形は時代的与件であり、下の四隅角無し長方形は主な出来事である。その上の見出しはその時代の桐生の特徴である。

①絹買仲間以前—共存公益時代

絹買仲間の結成は文書上では享保16年(1731)であるから、天領指定からのこの期間は長い。館林領となって以後、綱吉の5代將軍時代からは分給統治時代に入る。しかし、天領時代に桐生

領五十四箇村を1つの機業地帯として統合化されていた。但し、絹永と桑永が高割で課せられていた。桐生領内で桑の多い地域と製糸が盛んな地域、織物地域があり、それ等が協力することで桐生領が成り立っていたのである。そのため分給時代に入っても、桐生領として1つに行動することが可能となり、民富の蓄積を可能としたのである。

図 2-1 絹買を中心とした桐生の歴史と奉公、体面、分限の3意識



人々の中心は大間々の市に通う絹買達であった。そして、元来、郷土や在来地主であった絹買が中心に桐生新町の自治が保たれたのである。この時、絹買達に体面や分限という意識はあったであろうか。おそらくなかったと思われる。あったのは公儀への奉公意識と桐生領全体に対する責任であろう。転じて、桐生への奉公意識であったに違いない。すなわち、図 2-1 の左下に記したように、絹買には公儀と桐生への奉公意識しか存在しなかったと考えられる。

②後染時代—発展基調

元禄の貨幣改鋳により金遣い経済が進展し、各地で農民生産商品が育っていった。桐生においては天領時代以降の桐生領五十四箇村が維持され、機業関連が盛んになり人口も増えた。

為登や買宿をしていた関係で江戸の呉服問屋と取引きのあった桐生新町の絹買達は、団結して大間々絹市からの独立を模索していた。この頃、絹買は買次とも呼ばれるようになった。そして

終に、享保16年(1731)に桐生市立替となった。その際、絹買仲間を結成し、新たな市は桐生新町の買次を中心に運営されることとなった。これにより、江戸呉服問屋達の仲間の全国集荷体制に桐生は組み込まれることになったのである。

元文4年(1794)以降、高機と西陣機織法が伝来すると急速に生産量は増えた。「桐生の絹糸毎年数多京都に登る。問屋より糸屋町の中買に渡し、其手より西陣織屋は買求めて織出し、諸國織物織出し渡世となる。當所の糸は市中の賣買にて、其糸にて機を織り其數多出来るものならば、京大坂江戸諸國よりも仕入方の注文賑ならん」という状態になったのである¹²。

正に、御吉例之地の公益が花開いたのであった。この時、公儀への奉公意識は誰もが共有する状態であったといえる。『近世商人意識の研究』では団結や連帯、相互扶助も広義の奉公に当たるとしており、その意味で図のように買次が絹買仲間に対して奉公意識を感じたと思われる。

先に、同業者との関係からは必然的に体面、分限の意識が生じることになると述べた。必然的に生じる理由は以下の通りである。仲間を結成することで買次達に体面意識が生じるとする理由は、体面とは、個と個の関係の中で意識されるものだからであり、並列関係にある場合は序列化の感覚は必然的に生じるからである。さらに、仲間化は江戸呉服問屋仲間が唱道したことであり、正に図1-2⑤のA層とM層の関係にあった。このとき、桐生絹買仲間の構成員は江戸呉服問屋やその仲間との間に分限意識を感じたに違いない。分限とは、組織や集団と個との関係において感じる意識だからである。上下関係がある場合は、なおさら感じるものである。

3意識の内、奉公意識が本来的に中心であり、主家を支える組織が構成される中で、体面と分限が必然的に生じたのである。桐生の人々にとってこれ等の中心は、桐生という総体による公儀という1点に対する奉公意識であった。彼等の上層をなした絹買達にその他の意識を顕在化せしめたのは、仲間化によって図1-2の⑤の関係の中で、全国集荷体制という枠組みの中での自己を見つめざるを得なくなったからである。

また、分業が進み、最終の仕上工程を買次が握ることによって、元機屋に対する買次の優位性も確立した。

③先染時代—戦略の時代

桐生が隆盛になると西陣の紋工が多数来桐した。そして先染技法も伝来した。当時の全国集荷体制を組織する有力問屋の多くが原料糸の最大の供給地としていたのは、藤岡を初めとする西上州であった。一方、西陣においては、最終仕上げは西陣で行い、西陣ブランドで高価格品を供給していたのである。それが、産地としての西陣の実態であった。

さて、桐生は、養蚕、製糸等の地域を周辺に持ち、原料から最終製品まで一貫して生産するに地の利があった。それ故、先染技法が伝わると、直ちにこれを取り入れ、新たな産地に名乗り出たのである。仕上工程を握っていた買次達は、原料の買い付けや前貸し等も行い一層力を付けて行った。この段階に来て、桐生は安定的発展の基盤を獲得したといえる。その理由は、家訓等が制定されるのは守勢の域に達した後家運隆盛の時点を回顧して制定されると前述したが、佐羽吉右衛門商店で家制や家訓が制定されたのが産地としての独立の頃であったからである。すなわち、先染技法の獲得を以て桐生のブランドが確立し、産地として認知されることになった時期であった。

この間、江戸呉服問屋とは紆余曲折の場面が度々あった。例えば、天保度初期、佐羽吉右衛門商店の手代が藤岡において生絹の大量買付けを行い、価格騰貴を惹き起すということがあった。この一件は、産地としての桐生という点と前貸問屋制という特徴を示しているといえる。産地であり、前貸問屋の機能を買次が果すとすれば、原料糸の確保は首肯されることである。しかし、江戸時代を通じて、藤岡は都市問屋にとって最大の生絹集荷地域であった。そのため、この一件は都市問屋の集荷体制に抗する動きであった。都市問屋から見れば、桐生は在地社会における商業的要素の一凝集点に過ぎず、資金調達や価格形成の面で主導的立場を堅持しながら、本来は有力な仕入先として維持すべき取引相手の1つに過ぎなかった¹³。一方、桐生から見れば、都市問屋による価格支配を脱して、産地として販売価格や販売量を主導したいという思いがあった。御吉例之地として恩恵の特権は与えられてきており、さらに都市問屋との関係強化は不可欠ではあるが、桐生を産地として確立し繁栄させるにはまた各自の家業の繁栄を保つためには、一層の利幅を増やすことが必要であった。そのためには、産地として独立することが不可欠であった。

文政期以降、桐生絹買仲間は、趣意金支払いを条件に江戸呉服問屋仲間以外の商人との取引を江戸呉服問屋に認めさせてきた。さらには、安政2年(1855)代買元の江戸呉服問屋以外に数千軒の取引があり、従来の代買元との関係が切れても支障がない旨口上書を送り付けるなど、幕末に向けて江戸呉服問屋の流通独占に抗する動きを活発化させていったのである¹⁴。それ故、桐生は都市問屋にとって、人気不宣の土地であった¹⁵。上図2-1で連帯と記したのは、このように仲間で団結する場面が多々あったことを意味している。

以上を買次の立場から論じれば、桐生は江戸呉服問屋を頂点とする体制に自らを組み込みながら、同時に江戸呉服問屋による価格支配から脱却するために、買次商を頂点とする体制を構築しなければならなかったのである。

しかし、その桐生においても図1-2⑤で小円で示したような、刹那的利益を追求するだけの他国より外来の小資本絹買の札買悪用が天保に至っても依然止まず¹⁶、仲間株設置の申請をするに至るのである。また粗製乱造が問題となったこと、足利など周辺地域の機業の躍進により桐生の立場が脅かされる事態となったことも絹買仲間株設置出願の要因であった。そこで織屋仲間が機株設置を願い出るに及んだ際、同様に仲間株取極を出願したのである¹⁷。先に絹買仲間の結成は文書上、享保16年(1731)と述べた。文書上とは、桐生の場合、絹買仲間は公認ではなかったからである。結局、金融に関係する質仲間のみが幕末に公認され、絹買仲間が公認されることはなかった。さて、仲間株取極を出願する段となり、その際「身上式祿委敷相探り、名前別紙二相認メ、其外仕様帳面是又別紙二相認メ」等、人物を吟味し加入の可否を判断すると述べている¹⁸。これは、当時の買次の感覚と同様の奉公意識等があるか否かを、すなわち図1-2⑤ならば小円ではなく、小さな三角錐であることを、加入基準としていたと考えてよい。

(2) 家系

佐羽氏は伊勢の出である。神君伊賀越えの際、家康に同行し後に命により桐生に移ることとなった。文禄4年(1595)当時の佐羽家の主人は、孫兵衛であった。この人は絹買商を始めるに当たり、清右衛門と称した。すなわち、初世清右衛門である。寛永の時代であったとされる。

図2-2 佐羽家家系図概略¹⁹

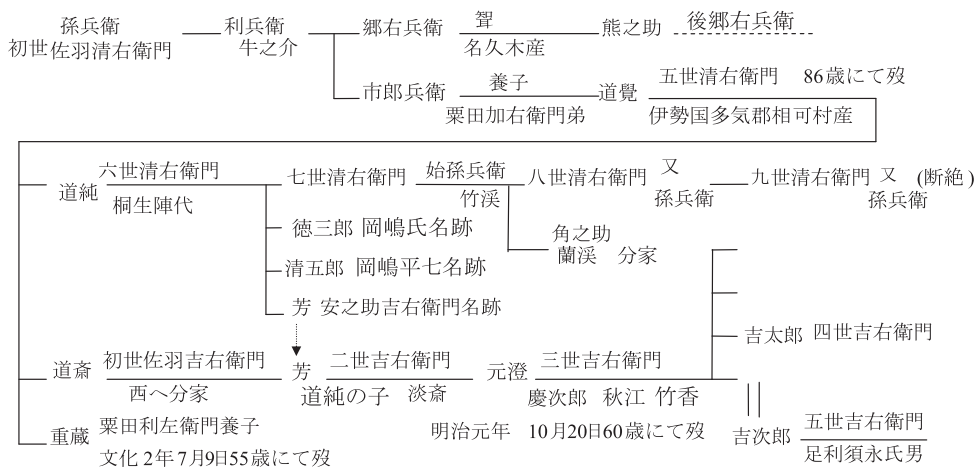


図2-2は佐羽氏の家系図である。図の通り四世清右衛門には子がなく、伊勢国相可村より三七郎を養子に迎えた。この人が五世清右衛門である。五世の長男丑之丞が清右衛門を継ぎ、六世となる。しかし、六世清右衛門が一時期官代理となったため、次男佐吉郎が買継商を始め佐羽吉右衛門商店を開業した。これが初世吉右衛門である。桐生絹買仲間結成時享保16年(1731)に両家が名を連ねていたのであるから古い話である。以後、本家が代々清右衛門を継ぎ、分家は吉右衛門を継ぐことになる。

二世吉右衛門は六世清右衛門の四男として生まれ、幼名は安之助といった。28歳のとき江戸にて大窪詩仏に師事し漢詩を学び、淡齋と称した。文化6年(1809)には詩集『淡齋百絶』を著している。しかし、翌年桐生新町3丁目で買継商を営んでいた初世吉右衛門に養子に入り、39歳で二世吉右衛門となった。歿したのは、家制と家訓を制定した文政8年(1825)、54歳のことであった。一方、その子三世吉右衛門は家掟を残し、明治元年に歿する。

桐生は、宝暦・明和年間(1751~72)から文化・文政年間(1804~30)の頃、江戸の町人文化が盛んに伝えられた。淡齋は、市川寛齋、山本北山、亀田鵬齋、梁川星巖等の詩人、巻菱湖、市川米庵等の書家、画家の谷文晁、酒井抱一等と交わり、『桐生才子詩』の発刊を後押しした。一方、財力を活かして桐生織物の販路拡大に努めた。中でも清元節が始まる頃だが、江戸大火のため江戸歌舞伎四座を中村座、猿若座、市村座の三座とし浅草移設をする際、その金主元をしたことで江戸における桐生織物の販路拡大に繋がった。一方、実の父六世清右衛門道純が没したのは文化9年(1812)である。道純自身が『惜花帖』を刊行した直ぐ後のことであった。

清右衛門家も吉右衛門家も桐生機業界の中心であったが、清右衛門家は九世で断絶してしまう。一方の吉右衛門家は明治以降も桐生機業界の中心として存続するのである。

(3) 二世吉右衛門による家制、家訓

近世商家の家訓の多くは近江、伊勢商人のそれを雛形としたと伝わるが、その大元は近江であ

る。その理由は、天正16年(1588)、蒲生氏郷が日野より松坂に移封された際、近江商人で松坂に移転する者が多く、そのため日野商人の気風が松坂に伝わったからである²⁰。一方、近江商人は、本所への奉公を基とした座をその発祥とし、僥倖を望むような投機を排し、信仰心に裏打ちされた始末、律儀、堅実を旨としたのである²¹。

近江商人の家訓が雛形となり諸国に広まった故、佐羽家の家制、家訓も形式・内容とも近江商人の家訓と類似するところがあった²²。すなわち、宮本(1941)のいうように3意識を体现する内容であった。以下、文政8年(1825)の淡二世による家制、家訓を検討する。

①家制

第1項の「御公儀様御法度堅ク相守、別而博奕懸之諸勝負致間敷事」は、勢江の多くの商家の家訓に盛られていることである。ここでは前半部を桐生独自の奉公を強調するものとして理解したい。すなわち、関が原の役に際し旗絹を献上したことで天領となり、桐生領五十四箇村の一体性と機業が発展したことへの感謝の意味での奉公が基礎にあるということである。

第2項の「忠孝之道平生忘却致し申間敷事」は、家業意識、家内序列に繋がる項目である。家とは時空を超えた概念であり、全ての家人はその一幕の構成要素に過ぎない。その家を歴史の実体としているのは家業である。その家業を統括しているのが家主であり、家人はその下で家を存続させるために働く使命がある。このような論理に基づき、家内序列が義務付けられていた。

第3項の「家内一統申合火之元大切心付、猶又夜分別家之者替々泊り番可致事」は、前半は当時としては当然のことである。後半については、別家とは、商家の奉公人の中で能く勤続した者に対して、血縁を擬制した封建的儀礼で制御された主従関係であり、主家より一家を持つことを許可されたということである²³。そのように信用の置ける奉公人に、儀礼的従属関係の継続という意味もあり²⁴、交替で主家外護の任が与えられていたのである。

第4項の「商内向者一統ニ出精致し、両見世共ニ御得意方大切ニ相心得、賣方之衆中江茂聊不調法無之様萬事相慎慎、無理成買様等致申間敷候。其外出入之諸職人中江茂決而僞言等申間敷事」からは、文政8年(1825)当時、佐羽吉右衛門商店は既に2軒を構えていたことが知れる。信用第一に、讒言・不要事を慎むことは勢江の家法書にも見られることである。

第5項の「當主世繼末孫ニ至迄、身分不相応ニ奢リケル間敷儀有之候ハ、別家之者並ニ當役之者共打寄異見致し、若夫ニ而茂取用ひ不申候ハ、親類相談之上取計可申事」は、贅沢の禁止であり、家の存続が個人に優先することを表している。6項の「別家其外當役若者子供下女下男ニ至迄不埒成儀、又者悪評杯有之候節者、一統打寄異見致し、若夫ニ而茂不相用者は、主人方江申達、急度糾明可致事」と併せて、実際に奢侈に流れるなどの問題があつて設けられたものと思われる。

労務管理的項目としては、7項の「奉公中親跡式相続ニ付、無據暇願候者江は預り之金子並ニ加力等茂致遣候得共、不動ニ而此方より暇遣候者江は一錢たりとも遣し申間敷事」と、7年間の年季明けより給金が付き、その算定について定めた第14項が挙げられる。

第8項の「家内又者他所に而茂喧嘩口論等決而致申間敷事」は、多くの家法書に見られる規定と同じである。

第9の「夜分自用ニ而他行致間敷候、若無據用向有之候節者、当役之者相断罷出可申候、夫とても四ツ時限急度帰宅可致事」は夜間外出の禁止であるが、これも多くの家法書に見られる。

第10項の「賣買ともニ當役之者江無斷自分斗ニ而致間敷事」は決済責任の明確化である。

第11項の「見物事其外夜淨瑠璃落し嘶色々之人寄等又者芝居杯有之候節も、朋輩ニ不構我儘ニ無斷罷出申間敷候、一人宛代り代り一度見物可致事」と、12項の「衣類其外小道具等も異風を不用、兎角目立不申様可心得事」、13項の精進日を1月2～3日として「勝手賄方一ヶ月二六日有合之魚類を用ひ其外者可為見斗事」等は贅沢を禁じる家風を反映している。

最後に「万端儉約を用ひ、実意を以相勤、主従共ニ子孫繁昌を祈可申事ニ候」と勤勉、節約、家の存続を共通目標にすることを求めている。

②家訓

第1項の「御領主様国恩忘却不仕大切ニ相心得、御制禁之儀堅相守身分成丈御用等相勤可申候」は家制の第1項と同じ趣旨である。

第2項の「神仏信心之事」は「自分宗旨之外、他宗帰依一切可為無用事」としながらも、家の菩提寺である浄雲寺を挙げずに、様々な神社名を挙げている。その意味で、12項と同じく一種僥倖を期待する御利益信仰的であったといわざるを得ない。家訓12項と同じ構図である。『近世商人意識の研究』で信仰の要素は家訓、店則に重きをなしているとして数例を挙げているが、固い信仰心に根ざして商いを行ったものは、実際は少ないのが実情である²⁵。

第3項の「家業第一ニ出精致し、得意方より之来客取引之不拘多少無僞略丁寧を盡し、万端実意を以取扱可申候、且日々買物ニ付、他所之仁江無失禮随分丁寧ニ応対可致事」は、家訓の中心をなす項目である。利益は店の外からもたらされる、そのため顧客第一主義で家業に精を出そうということで、今日的経営にも通じるものである。

第4項は、別家の者も支配人に「一々及相談可申」と経営上の判断が何処にあるべきかを示している。しかしながら一方で、上の者は「自分之短慮を以、召仕之者猥ニ叱」ることなく、「慈愛憐愍を加」えるべきことを論じている。日本的経営の原型の1つということができるとは、目上には実直に奉公し目下には慈愛をもって接するという組織内対人関係は、広く他の家法書にも見られる項目である。

第5項は、「自分江詔ひ申者之讒言決而取用申間敷」と詔う者の讒言は斥けよと述べている。それだけ中立性をもって経営に臨んでいたということであろうが、家制の第4項にも見られ、讒言は度々あったということが知れる。

第6項は、「諸事質素第一ニ儉約を用費無之様、可心懸」と儉約の勧めである。第7項の「無用之慰ニ金銀を費し申間敷事」と同じく始末に通じる。

第8項は「火之用心」始め「平生家事取締り方専一ニ可心懸事」である。上の項共々勢江の家訓にもあることである。また、家制の第3項にもあり、注意していたことがわかる。

第10項は、「諸事ニ付中庸を用ひ候事重要ニ候、世間向義理合付ケ届ケ無過不足可相勤候、都而世間向突合等失禮無之様心懸、随分丁寧柔和ニ致し憎まれぬ様可致事」ということで、主には絹買仲間や取引関係等との体面の有様を説いている。

第11項は、「多少積金出来候共、諸侯武家方者勿論商人仲間懇意合之處ニ而茂、貸金決而致間敷」と金貸しを禁じている。当時は掛売りの年2回集金というのが通例であった。それ以上に貸すということは本業にも反し危険であった。それ故、土地を担保にしても貸してはならぬと述べ

ている。「延金有之候ハ、外より預り金之分追々返済可致候」とも述べており、佐羽吉右衛門商店自体が借金をしていたことが伺える。商人は信用第一なので借金を踏み倒すことはできないが、武家ならば踏み倒す恐れもある。身分的に下位の立場であり、貸し借り何れの場合も重荷になることを、身を以って知っていたのであろう。

第12項は、「世間極困窮之者江者分限ニ寄、多少共合力致遣可申候」とあるが、『近世商人意識の研究』にある如く、陰徳あれば陽報ありということで反対給付たる繁昌へ繋がるとの商人根性が滲んでいるともいえる²⁶。しかし、これがやがて仲間による施米などに発展する。

第13項は「妾を召抱候事堅禁じ可申候」である。質素儉約ならば当然といえる。

第14項は、「子孫ニ教候事者家業を専ニおしへ、書算等無抜目万事商売ニ無差支熟し候上、余力を以書籍を読せ候儀尤ニ候、乍去縦聖人之道たりとも其生質ニより学文ニ凝り候時者人ニ誇都而風流之道少者心懸たしなみ候様致し度事ニ候」と代々の文化人の家系らしい締め括りである。

以上概観したように、二世吉右衛門の定めた家制と家訓は、当時雛形として広まっていた近江商人の家法書に類似しているといえる。その上で、佐羽吉右衛門商店固有の経験則を踏まえて制定されたと思われる。

家制の第4項「商内向者一統ニ出精致し」や、家訓の第3項「家業第一ニ出精致し、得意方より之来客取引之不拘多少無僞略丁寧を盡し、万端実意を以取扱可申候」など、誠意、丁寧、信用、儉約、慈愛、公平性、公正等々、今日の経営で問われている問題と同じことが課題であったということがわかる。二世の時期に守勢の域に到達したことは伺える。しかし、全体としては堅実・保守的かつ中庸の感がある。

第3節 三世吉右衛門の商人意識

二世の時代は、図2-1の桐生の努力の歴史が、桐生の時代とも呼ぶべき輝かしい帰結をもたらした時代に当たっていた。それは単線的で、全てが年々拡大して行く歴史であった。しかし三世吉右衛門の時代は、二世の時とは異なる経営環境にあった。1つは天保年間の奢侈禁止令である。これは10年続き、絹織物は販売不振に陥った。さらに、天保3年(1832)足利が新規に市を開設し、桐生市から引き揚げてしまったことである。足利織物は交織時代が長かったため、奢侈禁止令にも耐え得る交織の品質・価格競争力を持っており、桐生にとっては脅威であった。

そのため、二世の家制や家訓のように3意識を体現する教訓的内容ではなく、より実践の方針が必要と考えたのである。それ故、三世吉右衛門が定めた天保9年(1838)の改正条目は店則であった。改正とあることから、以前から同様の店則はあったものと思われる。一方、本節(2)に後述の家定は人事考課基準、家掟は商人としての積極的価値観を反映する近代的・積極的経営規則であった。

(1) 三世吉右衛門による改正条目

改正条目は大きく3つに分類することができる。家との関係における店の機能、席次と規律そして決済関係、娯楽についてである。ここでは、3つの中で本稿に必要な範囲を書き留める。

①主な項目

(家との関係における店の機能)

第1～3項は、新築に際し店を男所帯とするために家法を改め、主人宅を本宅とし、安兵衛宅は隠居と称するという位置付けを述べている。

第4項；本宅行事。本宅で行う行事は、盆棚と齋米の仏事、七夕祭り、両月見である。

第5項；店での仕切り。すなわち、家関係の親戚の付き合い、町内の付き合い、農作業、御屋敷へのご用達、年貢の上納、地代・家賃の徴収である。

第6項；主人と隠居の処遇。主人、隠居とも給金は年俸制とする。両家とも相続人が勝手に商売を始めることを禁じる。次男以降の者については、折々の状況に鑑み処遇する。すなわち、長男の素行が悪い場合は、次男等が相続することとする。

第9項；自由外出禁止。別宅の者は特別だが、店内一同については公用のとき以外は、自由に外出することを禁じている。このことを再度、厳守することを確認する。

第10項；帳場。金銭の授受は帳場で行い証文には捺印すること。特に取次役は必ず押印すること。また金銭授受に決済印は用いないこと。

(席次と規律そして決済)

第11項；席次は以下の通りとする。

値打場の席次；広間南一番は主人席、南二番は文書係の席、南三番は耕作係の席、中の間は絹反物係の席、北口は地方係の席。

平常勤務の席次；広間北一番は番頭の席、北二番は中堅店頭・手代・出納係の席。

店(中の間・南柱の間)・店口・真中は丁稚の席。

台所；従前通り。

勘定場；主人の席。

第12項；品物の点検。品物の出し入れの際は、帳場担当者が漏れなく点検し、数量を確認の上連判を押すこと。買入商品については市場との間で連判をすること。発送分に関しては台帳に記載し、帳場係が数量を点検すること。これが済まない内に発送することがあってはならない。

第22項；顧客接待の姿勢。店にお見えになったお客様には無礼のないようにしなければならない。座を取り持つことこそ商人の基本である。先様のお言葉に合せ応対せよ。但し言葉遣いには注意すること。人相応の応対が必要である。奥向きからも細かな点は注意する。

第23項；不在の者を補助すること。丁稚を呼んだ際、本人に伝わるまで他の者が取次がないこともあった。普段周囲にいる者は、本人が不在のことは承知しているはずである。周囲の者が返事をし、取次がないのは不心得である。周囲の者は相応の対応をすること。

②(家との関係における店の機能)について

最初の部分の家との関係における店の機能では、店奥分離を示している。また、第6項の吉右衛門本人にもあてがい入用と定めた点も同様である。さらに、奉公人の昇進・給金等の人事考課基準を示した家定と併せて、家業の域を脱して、事業の域を覗っていたと考えることができる。また、相続人すなわち次世吉右衛門であっても、勝手な意思決定はできないように歯止めを掛けた点も私的・家業ではなく事業であるという認識があったものと思われる。

第4項の仏事は、前に指摘したように『近世商人意識の研究』で述べられているほどの信仰心があったか否かは疑わしい。むしろ年中行事の1つであったのではないかと、第5項では2つ興味深い点がある。1つは、家を私人の住居とし、店を表の場として親戚付き合いまでも私人の空間から分離した点である。2つ目は、上記席次でも触れたことだが、規模こそ不明であるが農地の集約も行っていたことである。

③（席次と規律そして決済）について

値打場、勘定場ともに吉右衛門が店の中央に位置し、業務的意思決定を行っていたことがわかる。また、品物や金銭の出し入れについては検査が厳重であったことが伺える。第22項の客応対の姿勢は、家制の第4項や家訓の第3項と同様で、誠実、丁寧によって顧客満足を作るという今日の経営と同じ方式である。

(2) 家定

家定は、次表のように、奉公人の地位、年限、給金、割当歩合等の人事考課規定である。図3-1の副支配人以上は主人方、その前の手代頭までは奉公人である。

図3-1 家定による人事規定

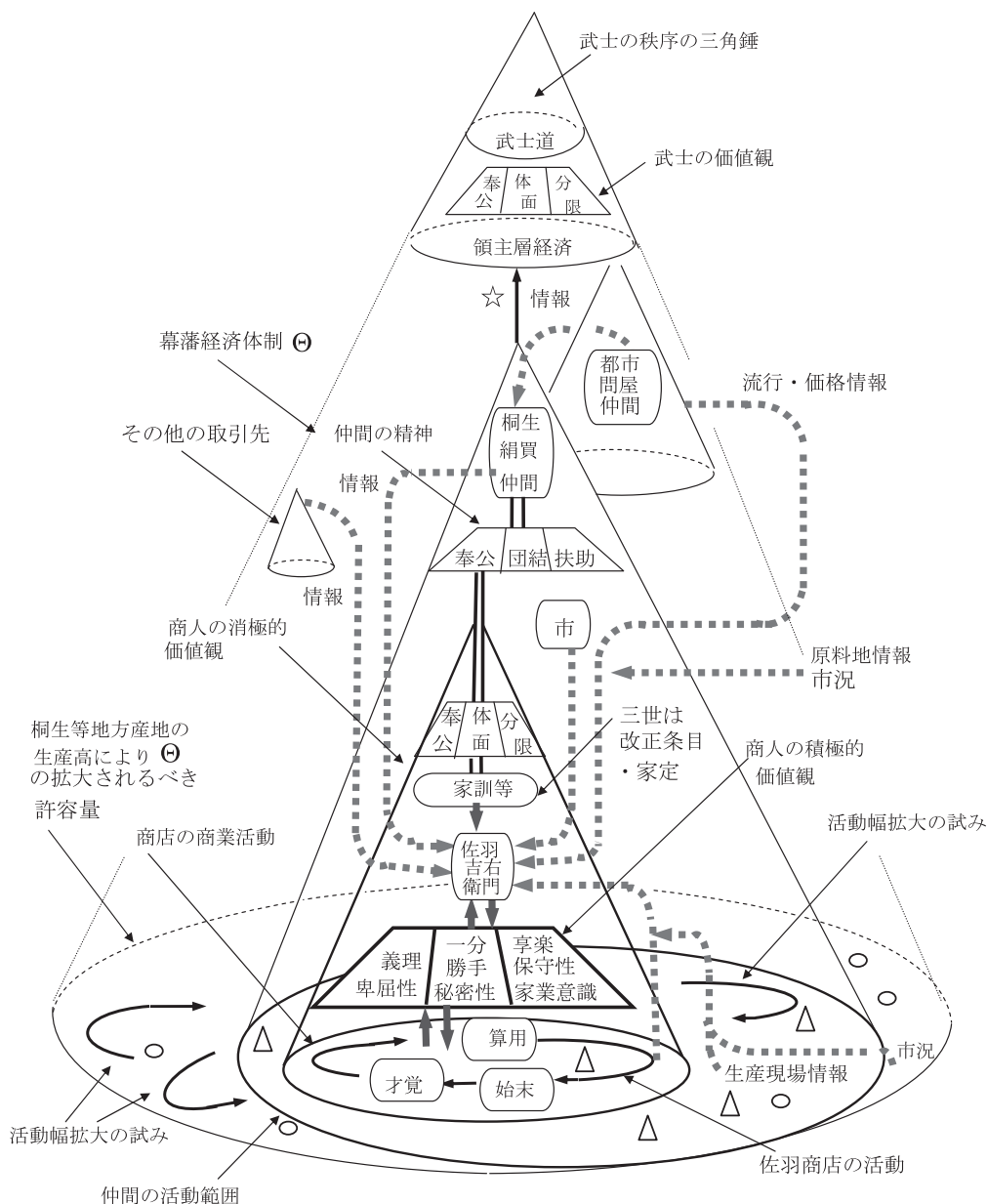
| 職名 | 期間 | 資格 | 福利厚生 |
|---------------|------|----------|-----------------------------|
| 丁稚 | 6年間 | 12歳から出勤 | 夏冬着物支給。4年目から心付け金200疋渡すが店預かり |
| 丁稚頭 | 3年間 | 17～19歳まで | 夏冬着物支給。心付け金1両渡すが店預かり |
| 手代 | 7年間 | 20～26歳まで | 着物等は自己負担。給金3両。毎年2分増し |
| 手代頭 | 5年間 | 27～31歳まで | 着物等は自己負担。給金7両。毎年2分増し |
| 副支配人 | 7年間 | 32～38歳まで | 給金12両。毎年3分増し |
| 支配人 | 10年間 | 39～50歳まで | 給金20両。毎年4分増し |
| 隠居 | 自由勤務 | 51歳以上 | 固定給、歩合給なし。心付けのみ |
| 中年者 | | | 給金2種；手代に準じる若者格は不定 |
| 職務精励の者には褒賞を出す | | | |

(3) 三世吉右衛門の位置

下図3-2は、佐羽吉右衛門を中心に描いた幕末の佐羽商店の情報関連の模式図である。同じ吉右衛門でも、初世、二世の吉右衛門は図2-1のような歴史の中に育ち、商人の積極的価値観と消極的価値観の均衡の上に手堅く商いを展開していたと考えられる。それ故、信用、誠実等の表現で同商店は語られてきたのであろう。二世吉右衛門の家制、家訓は人倫の道を説くという姿勢が目立つが、三世の家定や改正条目そして後述の家掟からは集権的な経営姿勢が伺える。図3-2において、吉右衛門の位置の意味することは、その集権的経営姿勢である。また、図のように奉公等の3意識を体現した二世の家制、家訓を頂きながら、経営環境の悪化に伴い底面を拡張せんとして算用、始末、才覚に体現される積極的価値観に重心を置いていた。

理由は、前述したように足利市の開設や長期の奢侈禁止令などだが、単なる個人の利発さや才

図3-2 三世吉右衛門に集まる情報流



覚では単線的に成功することなど覚束なくなっていたのである。そこで、何れの商家でも、主従関係を中心に有機的に経営を結合する方途を模索していた時代であった。三世吉右衛門が試みた方法は意思決定の集権であった。

さて、図1-1において、各商人が感じる3意識の反映により仲間の精神は形成されると述べたが、図3-2では桐生絹買仲間＝仲間の精神＝吉右衛門の消極的価値観＝佐羽商店の家訓や家制と、

これ等は完全一致ではないが図上では等号で結んだ。その理由は、当時の佐羽商店は桐生では最大の商いを誇る買次であり、仲間の取決めには同商店の意向が相当に反映される状態になっていたからである。但し、仲間の精神としては『近世商人意識の研究』が述べ図 1-1 に示した宗教、連帯、保守ではなく、奉公、団結、扶助とした。

図 3-2 は、図 1-1 に比べ以下の点で異なっている。①桐生の絹買仲間の三角錐が幕藩経済体制の秩序の三角錐の底面を内側から外へと拡張の圧力を掛けている、②桐生絹買仲間の三角錐が都市問屋仲間の三角錐を押し退けて公儀の三角錐に直結しようとしている、

①は、図 2-1 において考察したように、桐生は時代を超えて公儀への奉公意識が強く、そのため産地化することは経済的利点も大きい、御吉例の地として公儀へ応えることにもなると思いがあつたためである。奉公意識を示す経路は図では☆で示した。この☆の経路は②にも関係する。②は、八王子などと同じく、製販一体型の産地として、全国集荷体制を敷いた都市問屋に取って代わるためである。これ等は一見単なる私利私欲による拡大と思われるがそればかりではなく、図 2-1 に示した、幕府に対する奉公意識と経済活動を止揚した新たな経済の在り方を模索するためであつたと考えられる。当時の佐羽商店は桐生最大の商いを誇る買次であり、仲間の取決めには同商店の意向が相当反映されていたと前述した。買次の下には機屋や紺屋など様々な生産業者がいる。また、製糸業者もいる。これ等のためにも経済規模の拡大は必要なことであつた。但し、それは停滞的経済秩序を前提とした幕藩体制的経済とは相容れない活動でもあつた。これ等により図 1-1 とは多少異なることとなつた。

三世吉右衛門は、前述の議論から、経営感覚は極めて現代的で家業としてではなく事業として佐羽商店を捉えていたと思われる。改正条目では値打場と勘定場の中央に座り、決済を総覧する立場であつた。それ故、図のように情報流が集中する場に陣取つていたのである。

ところで、三世吉右衛門に外部からもたらされる情報には 2 系統ある。1 つは太い破線の矢印で描いた公式情報である。図 3-2 は、図左に江戸呉服問屋以外の取引先があることを示しているように、桐生が先染技法を習得し産地化を目指すようになった後の状況である。公式的情報は、原料地の情報、さらには江戸呉服問屋からもたらされる情報、先に触れた別の販売先の情報、市況等多岐に亘っている。もう 1 つの情報流は、底面の活動からもたらされる桐生領内の機屋、張屋等と仲間からもたらされるもので、吉右衛門との間の上下に流通している情報である。何れも吉右衛門に集約するようになっていた。

(4) 三世吉右衛門の家掟

店一同による有機体的な経営の結成のためには、管理法だけでは上手く行かない。三世吉右衛門は、日本的経営の原型ともいべき家族主義的要素を取り入れた経営方針を安政 4 年 (1857) 新たに定めた。これは父二世吉右衛門の定めた家制と家訓と自身の決めた改正条目と家定を経営的に止揚した上で大幅に増補したもので、家掟と呼ばれた。

表 3-1 において左 2 列は二世吉右衛門の家制と家訓、左 3 列目は三世の改正条目の中で類似の項目を示した。家掟においては、第 1 項の「御公儀様御法度堅相守」等の奉公意識や体面、分限意識の表現も盛り込まれているが、第 12 項の「貸高を減し商高相増候様心懸ケ第一」や第 15 項

表3-1 家掟

| 二世 | | 三世 | |
|------|----|----|---|
| 家制 | 家訓 | 改条 | 家掟 |
| 1 | 1 | | 1 御公儀様御法度堅相守博突賭之諸勝負決而致間敷事. |
| | | | 2 忠孝之道平常忘却致間敷事. |
| | 8 | | 3 火之元大切ニ心付可申. 別而判取廻り節台所者不及申裏隅々迄丁寧ニ改可申事. |
| | | | 4 喧嘩口論を慎、常々堪忍之二字を相忘れ申間敷事. |
| | 13 | | 5 当主世継末孫ニ至迄、本妻一人ニ限り桐生者勿論江戸表ニ密々妾宅等相成不申. 其外分限不相応之奢侈有之候ハ重役之者致異見不取用候ハゞ親類相談之上嚴重に執斗可申事. |
| | 9 | | 6 商賣之外山気相場事決而致間敷万一主人方ニ而目論見候ハゞ、重役者異見いたし、為相止可申事. |
| | | 6 | 7 主人方入用之金銀其時々請取可申. 封金ニ而請取置候義無用之事. |
| | | | 8 御用其外何ニ而茂多分之出金筋有之候ハ、重役之者江相談之上執斗可申事. |
| | | | 9 酒者放埒之媒ニ候得者、見世中者勿論主人方たり共、過酒決而致間敷若酒を過し候者有之候ハ、重役之者致異見為止可申事. |
| | | | 10 商賣之儀無油断出精可致、品物限利者不及申新柄常々心懸商ひ、手緩ニ不相成様碎心魂可申. 且商賣ニ用候品々紙苧等ニ至迄籠末ニ不相成様取扱可申事. |
| | | | 11 御得意方江不実有之候而者衰微之基候間、書状案文ニ心を用、廻り之節言語遣ひニ気を付不調法無之様心懸可申事. |
| | 11 | | 12 商高多致義者勿論ニ候得共、貸高嵩候而ハ骨折候甲斐無之. 貸高を減し商高相増候様心懸ケ第一. 金子取立方可為專要事. |
| | | | 13 諸帳合間違無之様. 平常吟味致、引請之帳面手を替算当可致事. |
| | | | 14 両市前夜主人方当役之内ニ而註文帳を調へ残り物等懸り之者江引合、銘々手控註文帳能々穿鑿致、詭物失念延引無之候様可致心配事. |
| | | | 15 機屋衆江前貸之儀無據筋たりとも懸り之者了簡を以貸申間敷、主人方江相談之上、執斗可申事. |
| 10 | | | 16 小賣物之儀勘定場当役江無断自分斗ニ而決而致間敷事. |
| | | 20 | 17 見世中格式者有之候得共、役柄ニ甲乙者無之役々大切ニ相勤可申尤半季毎ニ役替致候間早速何役ニ而茂勤候様、平常心を配り可申事. |
| | | | 18 毎月八日之夜見世中致寄合家法ニ振候儀相糾銘々身持行跡相直し可申事. |
| | 3 | | 19 奉公中家業之外何品不限手前賣買決而致間敷並ニ世間之世話事一切致間敷候. 無據方より被頼候共堅断可申事. |
| | 4 | | 20 見世中一統心得違之儀見当り候ハ、少し茂無遠慮可申出、二葉ニ摘取候得者、斧を用ニ不及聊之儀迎見逃置候ハ懇情之様ニ候得共、彌々増長致終ニ永之暇遣事ニ至り候者、对其者江却而不実ニ相成、其身之為不而已、杖柱共頼年月被待候親々之心中を考、互に助合、上役之者ハ眼下之者を引立候様教育致可申、取用不申候ハゞ早速主人方江可申出隠置候義後日相知れ候ハ本人同前各可申付事. |
| 9,11 | | 改9 | 21 見世中一統晝夜共自用ニ而猥ニ他出いたす間敷候. 無據義有之候ハ、勘定場当役江願聞済之上罷出可申. 尤夜四ツ時急度帰店可致事. |

| | | | |
|----|---|------|--|
| | | | 22 機屋廻り之節、出候時之遲速遠近之差別有之候得共、早朝出候時者晝時帰店、晝後出候時ハ夕刻帰店可致候。食事時相成候ハ飯を喰候ハ格別、酒之馳走堅断可申事。 |
| 14 | | | 23 暫時不快ニ而休候ニ茂勘定場当役江願ひ相休ミ可申。尤病氣之節者早速ニ服薬致、片時茂早ク全快致候様心懸ケ出勤之節見世中江挨拶可致事。 |
| | | | 24 御客方江酒出候共相伴之義若者格まで加役之者其席江連り申間敷、並ニ御逗留中人寄有之御出被候共、猥ニ付添出間敷、当役より差圖次第御供可仕候事。 |
| 12 | | 改 20 | 25 衣類小道具異風成物者不及申格式不相応之品所持致間敷。何ニ而茂拵候時、当役江願聞濟之上拵可申候、無断拵候品見当り候ハ、取上ケ可申事。 |
| | | | 26 別宅者不及申ニ見世中衣服之義、前々より相定置候所、近来風義相乱主家同様之品着用之者茂相見江心得違之事ニ候。髪之飴り衣服ニ至迄、別紙申渡候通り急度相守可申事。 |
| | | | 27 宿持之外平常金銀所持致間敷候。諸品直払相成不申通帳ニ而取寄、二季払方ニ而取調べ、取替帳江付可申事。 |
| | | | 28 反物其外少々宛之所宿持之外無断り江戸店江頼遣候義無用ニ候。無據入用之節ハ当役江願、聞濟之上申遣し、參着之折茂当役ニ而改其主江相渡可申候。当地江申參候品茂同様ニ心得、上包江当役改印形致し差送り可申事。 |
| | 6 | | 29 別宅之者暮方近来不相応ニ相成、甚以不束之至り候。入を考出を斗候ハ、借越ニ者不相成。家内之者江申諭、質素儉約を專ニ致召仕一人ニ定置候所近来兩人茂召抱其上雇人致候趣相見江、以之外ニ候。子供大勢有之候共日稼之手少之者を手本ニ致、下女一人ニ而間ニ合可申無據節者見守一人相増儉約を第一ニ致老後ニ不自由不致様々心懸可申事。 |
| | | | 30 暮方者一ヶ年給金ニ而雑用引去り、臨時入用等を心当延置可申處、年々借過勝ニ而難澁申出候儀不辛抱之至り候。此段能々相考儉約第一ニ致、成丈預ケ金拵置可申、内々懇意先機屋杯ニ他借決而致間敷事。 |
| | | | 31 機屋衆対籠略無之様丁寧ニ取引可致候。任心安過言無之様心懸可申事。 |
| | | 7,8 | 32 本宅別宅之者泊番隔晩ニ可致夜具上ケ下、手洗水等子供ニ為取可申、其外宅持之者年限を以申付候間、此段相心得可申事。 |
| | 9 | | 33 米出入普請方其外諸入用炭薪野菜等ニ至迄、賄方之者無抜日致吟味失墜無之様心配可致候。勿論懸り之者斗ニ不限、重立候者は心付候。時々勘定場江可申出候事。 |
| | | | 34 得意先古貸其外近辺古貸廻り先ニ而自分才覚を以何程ニ而茂請取候ハ其内式割遣し可申事。 |

の「機屋衆江前貸之儀…貸申間敷」、第 27 項の「宿持之外平常金銀所持致間敷候」など、現金に関する規定が散見される。特に第 15 項は、前貸問屋制の時代において、下請まで含めて資金管理を行うということである。第 10 項の「商賣ニ用候品々紙苧等ニ至迄籠末ニ不相成様取扱可申事」等の質素儉約や賄方の吟味なども同様である。会計的意識を持たせるという目的ではなく、算用、始末等日常の回転を中心に置くということである。さらに第 8 項に「御用其外何ニ而茂多分之出金筋有之候ハ、重役之者江相談之上執斗可申事」と出金管理の徹底が図られている。当事、売掛金の回収が困難になった時代であり、積極的価値観に重きを置いた掟といえる。

三世吉右衛門は図 3-2 のように集権的体制を築いた。政治の動乱期やそれに伴い経営環境が悪

化するときは、何等かの展望を示すことが必要である。当然、何等かの戦略的発想を持っていたものと推察されるが、掟には将来展望を感じさせる要素は入っていなかった。その意味では、今日の経営理念とは異なり、家掟の名の如く、特に現金管理に特化した行動規範であった。家定、改正条目と併せて、三世の価値観は現実的であり、3意識からは遠いといえることができる。

終わりに

三世吉右衛門が家掟を定めた2年後、安政6年(1859)横浜港が開港する。それに伴い、生糸の流出が始まり、忽ち国内価格は暴騰した。途端に、西陣や桐生を始め全国で生糸が欠乏し、機は動かなくなった。この事態に、各地から愁訴、嘆願書が幕府に提出された。桐生でも新町の機屋を中心に計5回の嘆願書を幕府に提出した。しかし幕府が貿易統制に動くのは翌安政7年になってからである。桐生では仕事にならず、多くの人が困窮した。特に、小前や下職と呼ばれる階層の人達は、貯蓄のない貸家の住民であり困窮は際立っていた。

この間桐生では大きな事実が発覚した。生糸輸出に桐生の人間が3人関わっていたのである。その内の1人は三世吉右衛門であった。下職等が名主で絹買仲間である長澤新助へ提出した「桐生領下職より名主宛愁訴状」には以下のように述べられている²⁷。

「…佐羽吉右衛門、藤生善十郎、小西屋幸二郎、右三人之者共御吉例之地ヲ忘却致、万民之難儀所之衰微ヲ不厭、己之欲心ニ迷交易専ニ致、生糸類品切ニ相成候…、…吉右衛門儀者国産之御蔭ニて大家ニ相成、其儀ヲわすれ当所へ極内々ニて絹枢ニ入、外品与見セかけ、生糸多分ニ交易第一番出荷致候世間之噂サニ御座候、当年新糸より仕入方凡式万四五千両ヲ買入風聞に御座候へ共、只今打合之品仲々多聞ニ無之よし、右働キかた御当地へ対し国賊同様之致かた御座候間、打入乱入之義者、吉右衛門第一番可致候…」

藤生は大間々で生糸商いをしており本業ではあるが、小西屋は小前、三世吉右衛門は買次であり同業者や下請関係者を犠牲にして生糸輸出に奔走したことが明らかとなった。この脅迫めいた愁訴状は人々の怒りが頂点にあることを表している。

特に、三世吉右衛門は、表では江戸呉服問屋仲間に桐生と同調した嘆願書を幕府に提出するように促す総代でもあり、また生糸輸出禁止嘆願運動には資金援助を行っていた。その裏で、自ら生糸を輸出し巨利を得ていたのである。愁訴状に従うならば、輸出した2万数千両の生糸があれば、関係する機屋その他はしばらく凌ぐこともできたことは間違いない。在庫を抱えるよりも利益確定を急いだということだろうか。図3-2では、二世の定めた家制、家訓を自らの上に奉じているのだが、それを捨て、三角錐の底辺の才覚→算用→始末の渦の中に、小円さながら自ら埋没して行ったといつてよい。

二世からは、家訓14項の「家業を専におしへ」られたはずだが、家制2項の「忠孝之道」を捨て、家訓3項の「家業第一ニ出精致」すことではなく、家掟6項の「商賣之外山気相場事決而致間敷万一主人方ニ而目論見候ハズ、重役者異見いたし、為相止可申事」にも反してしまった。やはり、三世吉右衛門の商人としての意識は、宮本(1941)のいう3意識からは遠かったようだ。

奉公、体面、分限の3意識は、正直に守っていたのなら時に商機を逸することにもなる。桐生

は共存公益時代を経て、その後産地として独立したことは、図2-1に見た通りである。本稿を閉じるに当たり、まとめ的にいえることは、自身の家業と地域が脆弱で発展途上にある間は共存公益的行動が共有され時代意識は守られるが、守勢の域に入るとそれは籬となり、容易に捨て去ったということである。幕末の困難な時代だったからではなく、目先に利益が見込めたからである。三世吉右衛門自身、図3-2の如く自己利益優先の行動をとり、地域を混乱させてしまった。商人としての積極的価値観・諸注意等独自の家訓・家定を奉じた同店の行動からいえることは、前節最後に述べたように積極的価値観の方が優先されたと結論付けられる。

宮本(1941)は、3意識は普遍的だったと述べているが、幕藩権力の抑制が効いた穏やかな発展過程においては維持されたが、商人自治の進んだ桐生では成り立たなかった。全国的にも商人の行動は、3意識の具現が家訓であったとしても、横並びという選択肢を含めて、自店利益優先を基調とした状況依存的なものだったのではないだろうか。

その後、桐生においては張訴、火札が横行し、治安は乱れた。そこで絹買仲間として施米を実施することとなり、吉右衛門も積極的に取り組んだ。家訓の12項「世間極困窮之者江者分限ニ寄、多少共合力致遣可申候」を思い出したであろうか。混乱は徐々に収束するも原料不足は尾を引いた。桐生は混沌の幕末の中にあった。一時の利益のために一生の信用を失い、先祖からの家の信用する失う中、三世吉右衛門は明治元年に歿する。しかしながら、残された同店では、その後家業を盛り立て、明治初期には桐生織物の半数を取り扱うまでに信頼を回復するのである。

注

- 1 『近世商人意識の研究』 p. 4.
- 2 『近世商人意識の研究』 p. 44.
- 3 『近世商人意識の研究』 pp. 5-6, p. 44.
- 4 『近世商人意識の研究』 p. 7.
- 5 『近世商人意識の研究』 p. 7.
- 6 『近世商人意識の研究』 p. 16.
- 7 『近世商人意識の研究』 p. 108.
- 8 『近世商人意識の研究』 p. 35.
- 9 『近世商人意識の研究』 p. 44.
- 10 以下本稿引用の家制、家訓、改正条目、家定、家掟は『桐生織物史』中巻、pp. 195-214の引用である。
- 11 『桐生織物史』中巻、p. 7.
- 12 「桐生市立替并織物之記」 p. 177.
- 13 『近世日本の商人と都市社会』 p. 41.
- 14 『桐生織物史』中巻、p. 186, p. 192.
- 15 『江戸問屋仲間の研究』 pp. 243-244. p. 138.
- 16 『桐生織物史』上巻、p. 439.
- 17 『桐生織物史』上巻、p. 443.
- 18 『桐生織物史』上巻、p. 442.
- 19 『桐生織物史』上巻、pp. 301-302. 浄雲寺墓誌.
- 20 『近世商人意識の研究』 p. 258.
- 21 『近世商人意識の研究』 p. 215.
- 22 『近世庶民家訓の研究』では、天保9年(1838)の改正条目冒頭の「是迄家法見世勝手入交りに而不都合之義在之

候ニ付、此度新規普請致見世中男世帯ニ致家法相改申候」という部分を捉え、このような店奥分離は勢江の店制の模倣と述べているが(p. 332)、本稿本文に述べる如く模倣はその限りではない。

- 23『近世商人意識の研究』 p. 192, p. 195.
- 24『近世商人意識の研究』 p. 57.
- 25『近世商人意識の研究』 p. 83.
- 26『近世商人意識の研究』 p. 84.
- 27『桐生織物史』 中巻, p. 98.

参考文献

- [1] 林玲子『江戸問屋仲間の研究』御茶の水書房, 1967.
- [2] 入江宏『近世庶民家訓の研究——「家」の経営と教育——』多賀出版, 1996.
- [3] 桐生織物史編纂会『桐生織物史』上巻, 1935.
- [4] 桐生織物史編纂会『桐生織物史』中巻, 1938.
- [5] 宮本又次『近世商人意識の研究』有斐閣, 1941.
- [6] 杉森玲子『近世日本の商人と都市社会』東京大学出版会, 2006.

(つちや ゆきひさ/経営学)